

湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることについて

令和2年4月1日をもって東近江市が湖東広域衛生管理組合から脱退することに伴う同組合の財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、次のとおり関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により議決を求める。

令和元年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市に帰属させる財産を次のとおり定める。

- 1 湖東広域衛生管理組合の財政調整基金について、東近江市が脱退する時点の額をし尿処理費負担金割合に基づいて按分した額^{あん}
- 2 湖東広域衛生管理組合の借入金について、東近江市が脱退する時点の額を^{あん}経常経費負担金割合に基づいて按分した額

提案理由

湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について、関係地方公共団体と協議したく、本議案を提出するものである。